



パンフレット「気候変動を防ぐ法律を作ろう」付属資料  
**気候保護法の提案に関する Q&A**

2009 年 1 月 (Ver.1)

MAKE the RULE キャンペーン法案委員会

## A. 全般について

Q 1 : 世界や日本の地球温暖化の影響について教えてください。

地球温暖化による地表の平均気温や海水温の上昇は、雪、氷、永久凍土、水文、沿岸などの物理的な環境、沿岸陸生・海洋・淡水生態系などの生物的な環境のすべてに深刻な影響を与えます。平均気温の上昇は山岳氷河や北極などの海氷を融かすだけでなく、蒸散作用を活発にし、台風の大型化や集中豪雨などによる洪水を引き起こす一方で、地域によっては降水量を減少させ干ばつを引き起こします。海水温の上昇は、海洋生物の 3 分の 1 が生息するといわれるサンゴ礁を死滅させ、熱膨張による海水面の上昇を引き起こし、小さな島国の人々の生活を脅かします。ツバルなどは、海水面の上昇により国土を失い、国が無くなると言われています。最も心配されるのは、生態系への影響です。IPCC の第 4 次報告書は、「全球温度の上昇が 1.5~2.5 を越えた場合、植物及び動物の約 20~30%が絶滅のリスクに直面する可能性が高い」としています。また、「食糧生産量は、1~3 までの上昇幅では増加するが、それを越えて上昇すれば減少に転じる」と予測されています。私たち人間への影響も深刻で、水不足による細菌性の下痢や熱中症、マラリアなどの感染症による死亡者の増加が心配されています。

日本も決して例外ではなく、異常気象や気象災害が増加するだけでなく、平均気温が 4.5 上昇すると日本からブナ林が無くなり、海面水位が 1m 上昇すると砂浜がほとんど無くなると予測されています。また、CO2 濃度が産業革命以前から 2 倍になると、西日本一帯がマラリアの潜在危険地域に含まれると言われています。

Q 2 : どうして法律が必要なのですか？またどうして今なのですか？

地球温暖化を私たちや子どもたちに安全なレベルで止めていくためには、今後 30~40 年の間に、低炭

素社会に向けて日本の社会や経済の仕組みを大きく転換していかなければなりません。

私たちが求めている気候保護法とは、2050年を見通した中長期の排出削減目標を明記し、これらの目標達成のための経済的な仕組みや再生可能エネルギーの大幅導入、地域での削減政策を推進できるための措置、国民全体で取り組むための参加の仕組みや情報公開などを盛り込んだ、地球温暖化をくい止め低炭素社会を築いていくための基本となる包括的な法律です。京都議定書の第1約束期間の目標達成のためにも必要です。

国会で審議・採択されて法律となることで、国民全体で中長期目標を共有し、総力を挙げて目標達成に向かって取り組む法的な基盤ができます。これが明確な政治的シグナルとなり、省エネの技術革新や低炭素型社会に向けた新たな産業モデルの開発が促進されていくでしょう。市民が地域で地方議会などと連携しながらこのような気候保護法の制定を提起し、実現していくことで、日本の各地で温暖化防止の取組みが高まることになります。

2009年12月に予定されている国連条約会議（気候変動枠組条約第15回会議（COP15））において、2013年以降の国際的な次期枠組みの合意が予定されており、重要な時期を迎えています。この合意形成に日本が積極的に貢献していくためにも、気候保護法を2009年通常国会で制定し、2010年には中核となる政策を実行に移すことが必要なのです。

Q3：すでにある「地球温暖化対策推進法」や「省エネ法」と「気候保護法案」はどう違うのでしょうか？

気候保護法案は、気温上昇を2未満に止めるために、2050年までの削減目標を定めて低炭素社会を構築していくことを目的とし、確実に目標を達成していくための骨格となる制度を盛り込んだ法案です。他方、京都議定書の採択を受けて1998年に制定された環境省所管の地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律）は、京都議定書第1約束期間である2012年の6%削減目標だけで、中長期の目標がありません。一定規模の事業者の排出量の算定報告公表の制度が導入されましたが、一部が非開示とされたり、削減計画書の策定・公表も努力義務に過ぎません。経団連自主行動計画など自主的取組を基本とするもので、気候保護法案に盛り込んでいるような実効性のある政策措置も導入されていません。

省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）は経済産業省（当時は通商産業省）所管の法律で、1970年代のオイルショックを機に、石油への依存を抑制し、エネルギー消費の効率化を目的とする法律ですが、1992年に採択された気候変動枠組条約を批准するのに際して、地球温暖化対策の法律としての位置づけがなされました。大規模工場の燃料消費の報告制度を導入するなどの改正が行われ、年1%の効率改善を努力義務とし、効率改善が進まない事業所には勧告などができることになっていますが、これまでに適用例は一例もありません。また、省エネ法はエネルギー管理のための法律ですのでCO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスには影響が及びません。目的はエネルギー効率の改善であって、CO<sub>2</sub>排出総量の削減や、CO<sub>2</sub>排出原単位を改善しようとするものでもありません。

このように、これらの法律は、日本の中長期的なCO<sub>2</sub>など温室効果ガスの排出削減のための法律とはいえません。そこで、「気候保護法」の制定が必要となるのです。

#### Q 4 : 法律が策定されることで、温室効果ガスの排出量を減らすことができるのですか？

私たちが求める気候保護法が制定されると、京都議定書第 1 約束期間である 2008～2012 年の 6%削減目標の達成だけでなく、2020 年に 90 年比 30%、2050 年に 90 年比 80%削減との目標が明確になります。こうした中長期の目標達成のために、炭素税や国内排出量取引制度のような炭素に価格をつけて削減行動を促すインセンティブを与える経済的仕組みを導入して、事業者も行政も市民・消費者も目標に向かって取り組みが加速するでしょう。

国内排出量取引制度は日本全体の排出量の約 65%を占める大規模排出事業所に排出上限枠(キャップ)を設定するもので、一定期間に一定量を確実に削減していくための仕組みです。また、取引制度の対象外の事業所を含むすべてのセクターに炭素税を導入し(国内排出量取引制度の対象事業所には減免などの措置が講じられることとなります)再生可能エネルギーの固定価格買取制度を導入することで、削減に経済的なメリットが生まれ、取り組みが加速されます。また、地域で、公共交通機関を拡大し、森林の吸収力を高めるなどの取り組みを可能にする仕組みも整備されることで、幅広い分野の削減を促すこととなります。

「気候保護法」の制定で、高い削減目標を定めて、それを確実に削減していく制度が導入されることで、各主体の努力や技術開発努力を促し、削減を実現し、低炭素社会に向かうことができるのです。

#### Q 5 : 法律が制定されることで、国内の景気は悪くならないでしょうか？

日本の産業界などには温暖化対策と経済とが相反すると考えが強いようですが、欧米の企業の多くは温暖化対策を織り込んだビジネス展開を前提に、EU 域内での排出量取引などの対策を積極的に進めようとしています。温暖化対策は、化石燃料の使用を減らし、エネルギー源を自然エネルギーに変えることとなりますが、そのための費用より、省エネなどによる燃料コストの削減のほうがはるかに大きな額になるという研究があります。欧州などでは、すでに CO2 を減らしながら経済成長もするといった例が生まれています。日本でも、1976 年に導入された世界一厳しいと言われた日本版マスキー法の導入が、低公害、低燃費の自動車の開発を促し、日本の自動車メーカーが世界に進出する契機になったという経験があります。2006 年 10 月に英国政府が発表した「気候変動の経済学(スターン・レビュー)」は、今後数十年間の対策に失敗すれば、20 世紀前半に人類が経験した大戦や経済恐慌に匹敵するような社会・経済的な損害を被る危険があり、その損害は世界の年間総生産(GDP)の 5～20%に相当し、一方、危険なレベルに至らないレベルに安定化するためのコストは 1%程度」としています。このことは、温暖化対策を取らないことの経済損失の方が圧倒的に大きく、対策を講じ温暖化を防ぐことこそが経済の発展を保證することを示しています。

#### Q 6 : 諸外国の動きについて教えてください。

他の先進国では、中長期の国の削減目標を定め、削減の中核となる炭素税や国内排出量取引制度の導

入を実施し、あるいは導入に向けての準備を進めています。

EU は 2020 年までに 90 年比 20%削減すること、さらに、他の先進国の協力のもとに 30%削減することを合意しています。ドイツは 2020 年に 90 年比 40%、英国は少なくとも 26%削減(提案では最大 42%削減)、2050 年に 80%削減目標を掲げるなど、主要国が中長期削減目標を明らかにし、再生可能エネルギーの高い導入目標を掲げ、それらの目標達成のための法律を整えつつあります。

EU の目標達成の中核となる政策が、EU 域内のキャップ&トレード型排出量取引制度です。2005 年から試行的に実施し、2008 年から本格実施である第 2 期が始まっています。2013 年以降については、これまでの経験を踏まえて抜本的に仕組みを改め、順次、排出枠をオークション(競売)を通じて有償とすること、その後も全体の排出枠を毎年 1.74%削減して継続することなどを盛り込んだ指令案が作られ、昨年 12 月の欧州議会で採択されました。

英国では 2008 年 10 月にエネルギー・気候変動省が創設され、5 年を 1 期とし、3 期先までの目標を定めていくことや、助言機関で高い独立性をもつ気候保護委員会などを盛り込んだ気候変動法( Climate Change Law ) が 2008 年 11 月に成立したところです。私たちが制定を求めている気候保護法案のモデルともいえるべき法律です。

各国の取引対象外のセクターでの削減対策も強化されており、フランスでも新規建物に太陽光発電の設置を義務づけるなど野心的な政策を実施に移しています。

こうした動きは欧州だけではありません。オーストラリア、ニュージーランドでも、キャップ&トレード型排出量取引制度を 2010 年に実施していくこととし、準備が進んでいます。米国では、既に東部の州が連携して行う同様の排出量取引制度が 2008 年から動き出し、西部でも広範な州が連携して準備を進めています。こうした動きを受けて、ブッシュ政権下の連邦議会でも具体的な法案が提起され、活発に議論されてきました。なかでも、昨年提出された法案は(廃案になっていますが)、米国の排出量の 80%以上をカバーする 2050 年までの毎年の排出上限枠を定めたもので、オークションを原則とし、その収益などを米国の低炭素社会づくりに活用しようとする包括的な法律でした。オバマ新政権は、2050 年 80%削減の方向を明確に、排出量取引制度の導入に早々に乗り出すといわれています。

世界は既に、低炭素社会づくりに動き出しています。日本も、早く自主的取組依存から脱却して、低炭素社会を築く意思と方策を具体化した法を定め、各主体が協力して実行していかなければなりません。

## B. 「気候保護法」骨子案について

### Q7：低炭素社会とはどんな社会ですか？ [1. 目的]

化石燃料の消費によって排出される CO<sub>2</sub> が地球温暖化をもたらしています。私たちが目指す低炭素社会とは、気温の上昇を 2 未満に抑え、将来世代が必要とする活動・サービスを確保しつつ、化石燃料の消費を現在よりも大幅に削減した持続可能な社会のことです。そのためには、日本など先進国は今から排出を一貫して削減し、2050 年には 90 年比で 80%の削減を実現する社会を作り出さなければなりません。

では、生産活動や人々の暮らしのなかで必要なエネルギーをどう賄えばいいのでしょうか。右肩下がりの将来増に不安を抱く方も少ないかも知れませんが、しかし、本当に必要な生活レベルを維持しながら 80%削減した社会をつくることは可能なのです。

無駄な電力や石油、ガスなどの消費をなくしていくべきはいうまでもありません。しかし、それだけでは足りません。家庭やオフィスで、今ある省エネ性能の最も高い技術やさらに高めた技術を用いた設備や機器が普及すれば、格段に少ないエネルギー消費で必要なサービスや便益を受けることができます。工場や発電所でも同様で、炭素税やキャップ&トレード型国内排出量取引などで炭素を排出することに価格がついており、省エネのための設備投資や石炭から天然ガスへの燃料転換も進み、太陽光など再生可能なエネルギーが主要なエネルギー源に成長していることでしょう。

製品のライフサイクルが長くなり、資源の循環・再利用も改善しています。都市の成熟化とともに、高炉による製鉄やセメントなどエネルギーを多く消費する製品の需要が減少し、CO<sub>2</sub> 排出量の大きい産業から少ない産業へと産業構造や雇用も大きく変化しているでしょう。

建築物の保温性を高め、風の道を確保し、歩けるまちや自動車に頼らないまちが都市のすがたとなるよう、都市構造そのものも改革されているでしょう。

さらに、森林や自然環境との共生が図られ、良好な都市空間が形成されるなど、生活の質が高まっているのではないのでしょうか。

このような低炭素社会は、気温の上昇を 2 未満に止めてこそ実現できることを忘れてはなりません。

## Q 8 低炭素社会はどのようにしてつくっていただけるのでしょうか？

低炭素社会は、日本社会を構成するあらゆる主体がそのための努力をすることが必要ですが、一人ひとりの努力や自主的な取り組みに期待するだけでは実現できません。日本全体で温室効果ガスを削減していく経路を定め、その削減目標を達成するために税や国内排出量取引など実効性のある経済的仕組みを、時期を逸することなく導入していくことが必要です。大規模事業者には、キャップ&トレード型の国内排出量取引制度を導入して排出枠を順次、縮小していくことや、炭素税の税率を適正に運用していくことを含め、基本的枠組みを法律で定めておくことによって、ビジネスにも消費者にも低炭素社会に向けた明確なシグナルを送り、確実に実現していく基礎が築かれます。その大きな方向性の中で、建築物について高い省エネ性能を建築基準化すること、建築物の取引や賃貸借での省エネ性能の説明を義務化すること、自動車や製品の性能レベルの規制など、規制措置も適切に導入していくことが必要です。まさに“MAKE the RULE”が不可欠なのです。そして、こうした仕組みが新たな製品開発や技術開発を進め、低炭素社会に不可欠な新たな産業を切り開くのです。

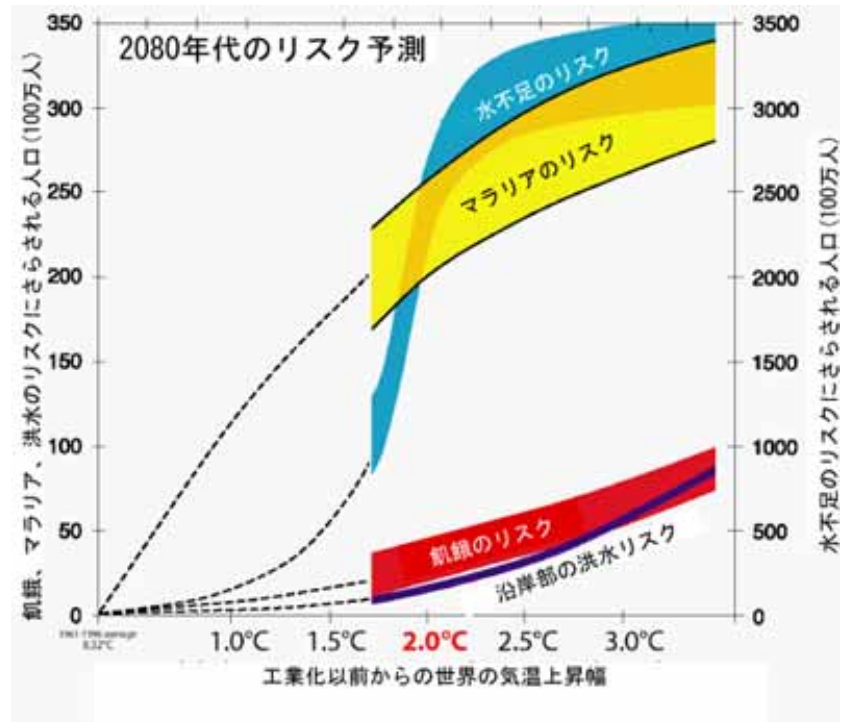
## Q 9：気温上昇を産業革命前から 2 未満に止められなかったらどうなるのですか。

IPCC などの科学的な知見によれば、温暖化による気温上昇幅を産業革命前から 2 未満に抑えなければ、地球規模の回復不可能な環境破壊により人類の健全な生存が脅かされる可能性があります。気温上

昇が2 を超えると、経済においても、食糧生産においても、世界的な規模で影響が広がると予想されています。

図は平均気温の上昇と、水不足、マラリア、飢餓、洪水のリスクとの関係を示しています。水不足のリスクは右の目盛りで一番上は35億人です。マラリア、飢餓、洪水のリスクは左の目盛りで一番上は3億5000万人です。

いずれのリスク人口も1.5~2.0の間で急激に増加し始めることがわかります。水不足のリスク人口でみると、1.5未満では約5億人に影響が出るとしてありますが、2を超えると一気に6倍以上の30億人以上の人々が水不足の危険に直面すると予測しています。世界人口を80億人としても4割近い人々が水不足のリスクにさらされることになります。マラリア感染のリスク人口は、2を超えると2億5千万人に、3では3億人になると予測されています。いずれのリスクも2を超えると急速に増加しています。



食糧生産への影響でも、途上国が多い低緯度地域、とりわけ季節的に乾燥する熱帯地域では、1~2の平均気温上昇でさえ、農作物の生産性は減少してしまいます。すでにアフリカのサヘル地域では温暖化による乾燥化が農産物の収穫量に悪影響を与え、飢餓のリスクが増大しています。

2に気温を抑えても、相当に深刻な被害は起こってしまいますが、2を超えた場合に予測される影響・被害の大きさは、私たち人類や生態系が適応することのできないほどに甚大なものになると言えるでしょう。

Q10: 京都議定書の目標は達成できそうなのですか? 達成できなかった場合、どうなりますか? [2. 京都議定書第1約束期間の目標の達成]

日本は、京都議定書で2008年から2012年までの温室効果ガスの排出量を、90年比で6%削減する義務を負っています。目標が達成できなかった場合には、京都議定書は以下のような制裁措置が科せられることになっています。

- 削減できなかった分の1.3倍の量を次期約束期間に繰り越すこと
- 遵守のための行動計画を作成すること
- 排出量取引での排出量の移転ができなくなること

このような国際法違反と判断されるような不名誉なことはあってはなりません。日本が京都議定書の削減目標を達成できるかといえば、数字合わせして達成することはできると思います。日本国内で削減できなかった分は、そもそも目標が低く、売却できる排出枠が余っているロシアなどの東欧諸国からその余剰排出枠を税金を使って買ってきて埋め合わせればよいからです。また、日本の企業などが海外でプロジェクトを行って削減した分を、日本の削減量にカウントできるクリーン開発メカニズム(CDM)などの方法もあります。実際、経団連は自主行動計画の目標である90年比で±0%にするという目標は、自分たちの企業努力で達成できない分について海外からクレジットを購入してでも達成するとしています。

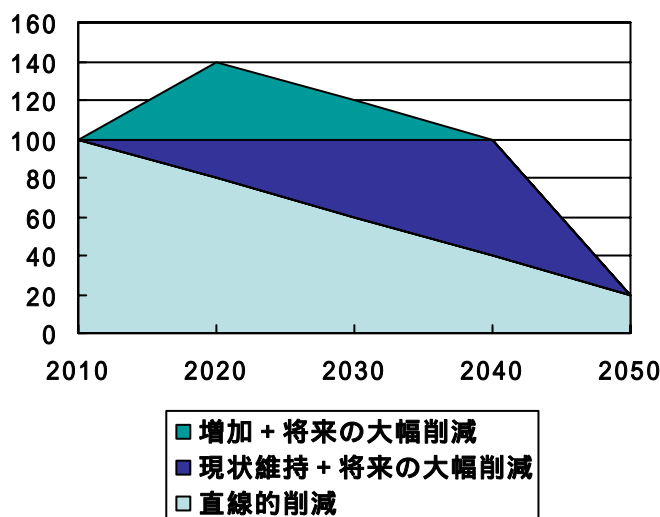
しかし、そのような数字合わせで6%削減を達成したとしても、2013年以降の削減目標がより厳しいものになっていくと考えると、より多額の税金が使われるだけでなく、将来世代に大きな負担を強いることになりかねません。多少の困難はあっても、創造的に、今から温室効果ガスの排出量の少ない社会経済システムを作り、日本社会を低炭素社会にして行くことが必要です。

### Q 1 1 : どうして中長期目標を設定しなければならないのですか？ [ 3 .中長期目標の設定]

気温上昇によって起こりうる被害は、IPCCなどの科学的知見などでかなりのことが分かってきました。それらを回避するために必要な努力がどの程度かということも想定できるようになりました。問題解決のためには、できることから積み上げていくのではなく、気温を安定化させるという気候変動枠組条約にも定められる究極の目的に向かって将来の到達点を定め、そこからバックカスティングの視点でさかのぼって、現在、近い将来、そしてその長い先の将来の道筋を作っていくことが必要です。

2012年までの先進国の削減目標は京都議定書で合意されていますが、2050年の削減目標を定め、そこに向かっていく方向性を定めることが必要です。また、2050年の削減目標を定めるだけでは、2013年以降、2050年目標に向かって一貫性をもって削減すると約束するものではありません。途中で逆に増加したり、現状維持の経路を辿る場合もありうるようになります。これでは気温上昇を2未満に止めることはできません。

2020年目標などの中期の目標を定め、そこに至る過程の排出量も定めることで、長期的に大気中の炭素濃度を安全なレベルに安定化させていくために今取り組むべき目標を明らかにし、長期的目標を達成していく見通しも確実になっていくと思います。



## Q 1 2 : これほど大きな削減の目標の達成は可能なのでしょうか？

2020年までに日本の温室効果ガス排出量を1990年比で30%、2050年までに80%削減というのは、人類の生存を脅かす危険な気候変動を避けるために先進国が一致して達成すべき目標とはいえ、厳しいものです。しかし、削減のための技術はあり、政策さえ整えれば普及を徹底して大幅削減が可能です。

2020年に1990年比30%削減は、省エネと燃料転換、再生可能エネルギー普及を組み合わせることで実現できます。現状では、発電所・工場・オフィスも、エネルギー効率に2~4倍もの大きなばらつきがあり、効率の悪い施設には大きな省エネの余地があります。また、石炭を使う必然性のないところに天然ガスの2倍もCO<sub>2</sub>を出す石炭を大量に使っています。再生可能エネルギーもまだ限られたところでしか使われていません。製鉄所以外の石炭を極力減らし、再生可能エネルギーを取り入れ、今後の施設更新や大規模改修および改良で必ず「省エネトップランナー」を選ぶよう計画的に削減対策を実施すれば、経済成長や生活レベルを維持したままで目標達成が可能です。

2050年に向けた長期目標としては、国立環境研究所は「低炭素社会の実現に向けた脱温暖化2050プロジェクト」の中で、2050年までに1990年比70%削減を達成する「経済発展・技術志向のシナリオA」、「地域重視・自然志向のシナリオB」の2つを示しました。このうちBシナリオは、生産や生活レベルを落とさず、いわゆる「革新的技術」や「CO<sub>2</sub>固定貯留」などの現時点では導入見通しのたたない技術は使わず、現在の技術の改良と自然エネルギー割合を高めることで1990年比70%削減を実現するものです。80%削減はこれに加え、発電や産業などの省エネや燃料転換をさらに進め、また短寿命建築や公共事業のスリム化を図ること、さまざまな価値観の転換などで実現できそうです。

問題はそのため技術普及をどうやって確実に進めるかです。例えば、国立環境研究所のシナリオは家庭の暖房エネルギーの削減のために断熱効率の高い住宅を今から着実に普及し、2050年には大半が断熱効率の高い住宅に替わることになっています。しかし、現在のように政策が弱いまま断熱効率の悪い住宅建設が野放しでは、とても達成できません。大幅排出削減のための技術が不足しているのではなく、普及を進めるための政策が欠けているのです。

## Q 1 3 : 京都議定書第1約束期間につづく目標は国際的に決められるのではないのですか？

地球温暖化問題のような地球規模の環境問題は、一国だけの取り組みでは解決できない問題で、そのため世界中の国が参加する条約で削減目標や実効性ある対策を決める必要があります。こうした認識の下、1992年に気候変動枠組条約が、1997年には京都議定書が合意されました。条約を国として批准すると、その削減目標などは守る義務が生じ、守れなかった場合には、国際法違反になるだけでなく、制裁が科せられることになります。

確かに、2013年以降の削減目標は国際的に議論され、2009年末には合意されることになります。しかし、国連の決定はコンセンサスによっており、一カ国でも異議を表明すると合意は成立しません。他の国々が高い削減目標で合意したとしても、日本が反対すれば合意は成立しないことになります。また、削減目標が合意されたとしても、日本政府がこれを批准し、国会での承認を受けないと、合意を守る義務は生じません。



こうしたことから、日本国内で高い削減目標を設定する意思決定をすることで、政府が国際合意を妨げないとともに、法律で高い削減目標を決め、国際合意如何にかかわらず日本としての温暖化防止への姿勢を明確にさせる必要があります。その実現のためにこそ、世論を盛り上げ、法律の実現が必要になるわけです。

Q 1 4 : 「一次エネルギー」および「再生可能エネルギー」とは何ですか？

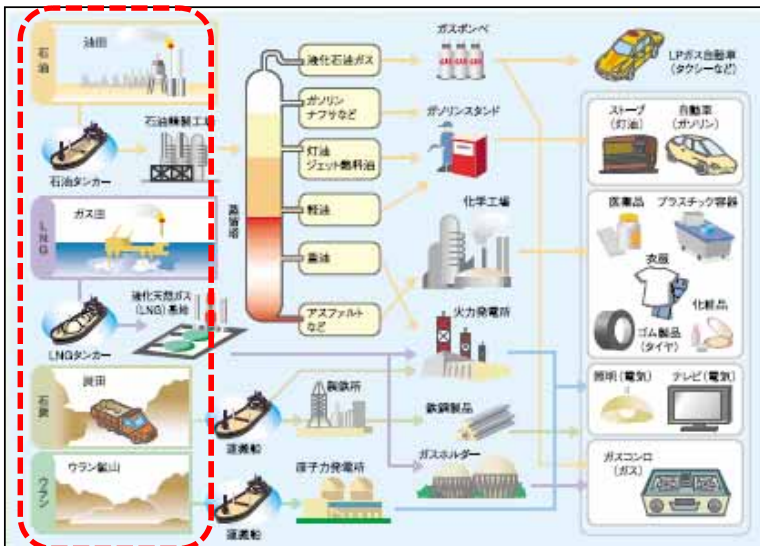
私達の暮らしや社会は、大量のエネルギー資源を消費することで成り立っています。エネルギーは電気やガス、通信や運輸といった日常生活の基盤であると同時に、食品や工業製品、医薬品などのあらゆる財・サービスの生産から廃棄に及ぶ産業活動全ての原動力です。

こうしたエネルギーを生み出す資源を一次エネルギーと呼び、原油・天然ガス・石炭などの化石燃料や原子力の燃料であるウラン、そして水力や地熱、太陽光などの再生可能エネルギーを指します。日本で供給される一次エネルギー源の約 96%は輸入に依存し、石油がおおよそ半分を占めます。一次エネルギーは、石油事業者や電気・ガス事業者によってガソリンや灯油、電気、都市ガスといった使いやすい二次エネルギーに転換及び加工されて、私達の生活で広く利用されます。

再生可能エネルギーとは、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称です。具体的には、太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス（生物由来の資源）、地熱などを利用する自然エネルギーを指します。再生可能エネルギーは、原理的に CO2（温室効果ガス）の排出がほとんどなく、大気汚染物質（一部を除く）や放射性廃棄物も出しません。地球に降り注ぐ太陽エネルギーの 1 時間分は、人類の使っているエネルギーのすべてに匹敵する資源量であり（地熱を加えるとそれ以上に拡大）基本的に地球上のどこでもその土地に応じた再生可能エネルギーを利用して紛争やエネルギー格差を避けることができるため、まさに持続可能なエネルギーとして、低炭素社会に向けてなくてはならないエネルギーです。

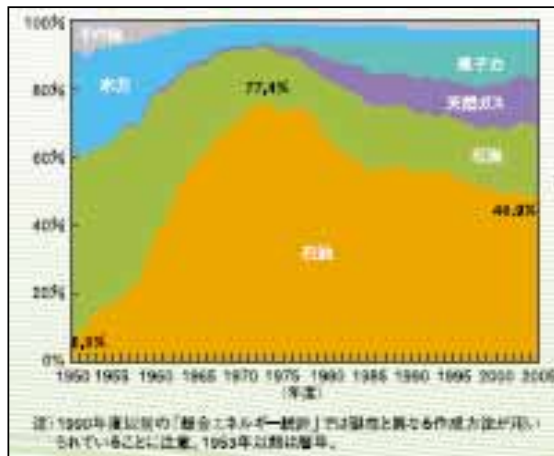
なお日本政府は、普及のための資金調達や技術革新の支援を必要とするものを「新エネルギー」(New Energy)と称し、前述の再生可能エネルギーの定義とは必ずしも合致していません。

エネルギーの供給過程と利用形態



一次エネルギー

日本の一次エネルギー総供給の構成



(出典) 経産省 日本のエネルギー2008に加筆

Q 1 5 : 一次エネルギーの 20%を再生可能エネルギーにすることは可能なのでしょうか？

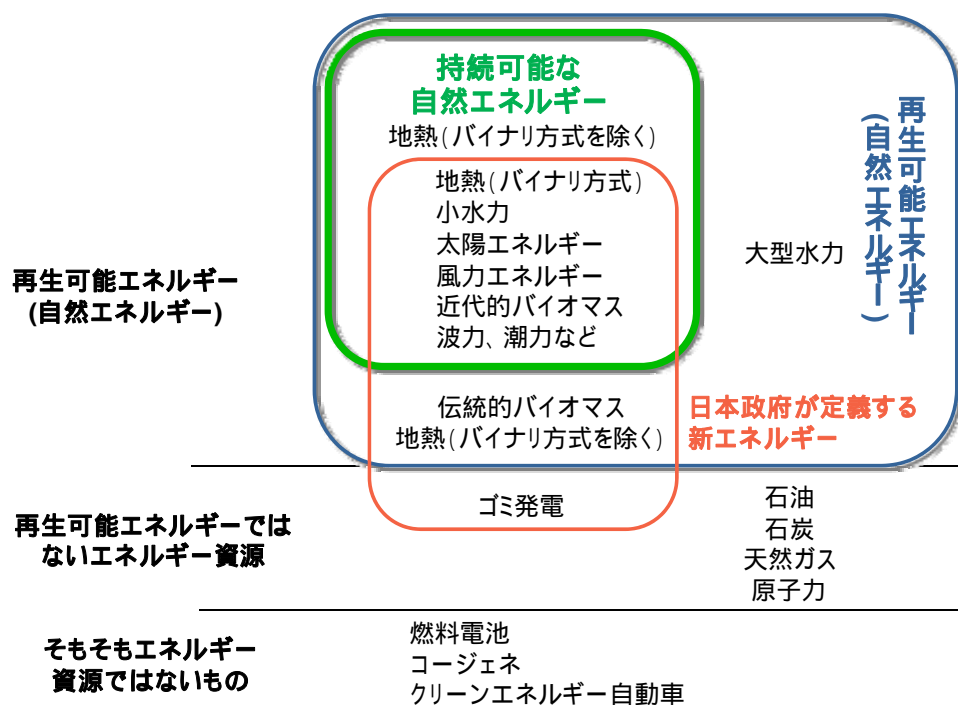
もちろん可能です。20%どころか、私たち人類が何世代にもわたって持続可能な社会を築くためには、すべてを自然エネルギーに転換する必要があり、それも可能なのです。

現在の日本では、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合は、水力・地熱を含めて約 6%に留まり、過去 10 年前と比較しても増加はほとんど見られません。政府は、2010 年度に 8%程度まで向上させる目標を掲げていましたが、有効な政策を採らないまま、それが 2020 年にスライドしています。

欧州委員会は 2008 年 1 月に、「2020 年までに一次エネルギーに占める再生可能エネルギーの利用割合を現状の 8.5%から 20%に引き上げる」との政治的目標を決定し、各国に義務づけました。電力だけを見ると、例えばドイツは 2000 年の 4%から 2020 年に 27%へと急増させることを目標としているなど、各国政府は、固定価格買い取り制度（Q 2 3 参照）など実証された普及政策の導入で、目標は達成できると見えています。

日本では、高い設備投資額やエネルギー効率の低さ、出力の不安定性などが課題と言われますが、世界各国で急速に実用化が進み、エネルギー転換の中心として急拡大しており、日本は取り残されつつあります。日本でも、適切な普及政策を導入すれば、欧州と同じように再生可能エネルギーを飛躍的に拡大していくことも十分に可能です。実際に、政府機関や NGO の調査研究によって、現実的に可能であることが示されています。例えば、国立環境研究所による「低炭素社会の実現に向けた脱温暖化 2050 プロジェクト」の B シナリオ

では一次エネルギーの約 30%程度、環境エネルギー政策研究所や自然エネルギー事業者により検討された「2050 年自然エネルギービジョン」では、適切な普及支援策や市民及び地域社会の取り組みによって、2050 年に一次エネルギーの約 60~70%が再生可能エネルギーで賄うことができるといふシナリオを掲げています。

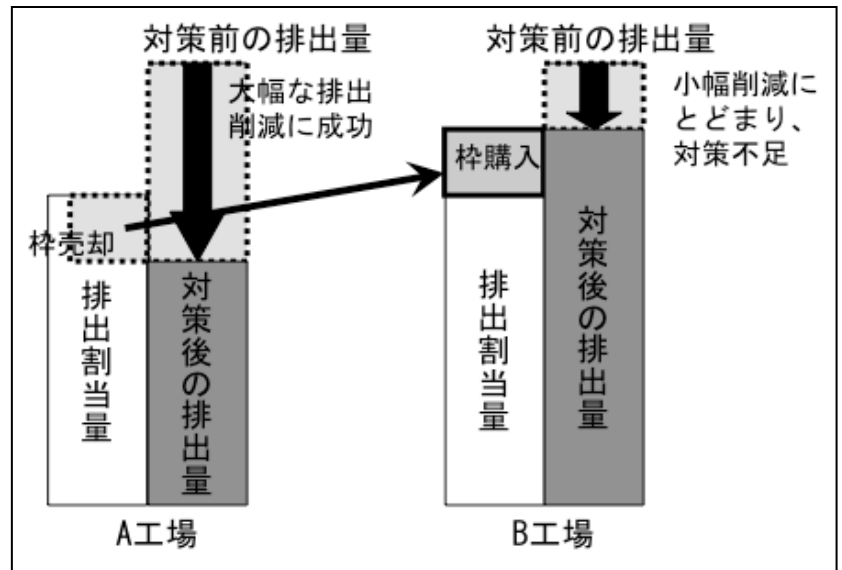


Q 1 6 : 「国内排出量取引制度」とはどんな制度ですか？ [ 4 . 炭素に価格をつける仕組みの導入]

国内排出量取引制度は、発電所・工場ごと(あるいは企業ごと)に「排出上限枠」(キャップ)を定め、その枠まで排出削減を義務化する制度です。その上で、「排出上限枠」以上に減らした発電所・工場はクレジットを得て、発電所・工場に「排出枠」を売ること(トレード)ができます。キャップ&トレードといって、排出総量を管理し、計画的に削減できるのがこの制度の特徴です。これに加えて、トレードを認めて削減コストを最小化できると経済学者たちは説明しています。

この制度は、まず国内排出量取引制度対象の発電所・工場全体の排出枠総和・削減率を決め、これを対象の発電所・工場ごとに配分します。配分には、(1)過去の実績に応じた配分(一律何%削減など。「グラウンドファザリング」方式) (2)効率に応じた配分(業種平均効率に予想生産量などをかけたもの。「ベンチマーク」方式) (3)せりによる有償配分(「オークション」方式)などがあります。

この制度は EU が 2005 年に導入して改良を重ねてきており、2010 年までにカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、およびアメリカの多くの州が導入を計画、いまや先進国での発電所・工場の排出削減を促す政策の中心的存在です。



出典：気候ネットワーク

Q 1 7 : 「国内排出量取引制度」には、削減の効果があるのでしょうか？

排出量取引制度は、制度に参加する発電所・工場に「排出枠」を与えて削減を義務化するため、枠のトレードはあるにせよ、「排出枠」の総和を減らしていけば、確実な削減効果が得られます。

減らないことがあるとすれば、(1)排出枠が甘い場合、(2)物理的な削減余地がないかコストが極めて高い場合、(3)取引制度の外からの質の悪いクレジットを排出削減と見なす場合です。(1)については、上で説明した通り、「排出枠」の総和を絞りさえすれば、確実な削減効果が得られます。(2)については、国内の発電所も工場もエネルギー効率に大きな違いがあって削減余地が大きいことがわかっていますし、省エネは何年かすれば「省エネ投資」をエネルギーコスト削減で回収、つまり「もと」をとれる費用対効果の高い削減手段ですから必ず「コストが高い」こともありません。(3)については制度設計で防止できます。外からの質の悪いクレジット、例えば京都メカニズムを通じたロシアや東欧諸国の「ホットエア」からのクレジット利用や、国際的に流通しないクレジットの利用を認めると、「悪貨が良貨を駆逐」、つまり削減対策をせずに安物のクレジットを買いあさるおそれがあります。これらは制度設計によって抜

け道を認めないようにすることが必要です。

これまで企業や事業所は、温暖化対策で努力しても、業界の自主行動計画に埋没して評価されず、報われませんでした。国内排出量取引制度の導入によって初めて市場で評価され、経済的に報われます。また、甘い自主行動計画に守られて来た企業が削減枠を与えられて本気で削減余地を探すことになり、その結果、意外に費用対効果が高いことに気づき、削減が進む効果もあります。

### Q 1 8 : 国内で取引制度が整えられた場合、一般市民にも影響はあるのでしょうか？

国内排出量取引制度は発電所や工場、あるいは大規模ビルや運輸大手などが対象ですから、この制度で家庭が直接影響を受けることはありませんが、間接影響として、家庭で購入する食料品や各種物品・サービスの値上げが起こるといった心配があるかもしれません。

食料品製造業などが生産額に占めるエネルギーコストの割合は「工業統計」(経済産業省、2007年度)によれば2%程度ですから、たとえ「排出量取引制度」の導入でエネルギーコストが数%から1割増えても、それによる製品値上げはわずかだと思われまし、実際には企業は省エネをしてエネルギーコストが増えないよう努力するでしょう。逆に、「排出量取引制度」を契機に企業が温暖化対策に取り組み、エネルギーコストを減らせば、社会全体のエネルギーコスト低減につながり、負担増ではなく、むしろ昨今の石油高騰などの悪影響も小さくすることができます。

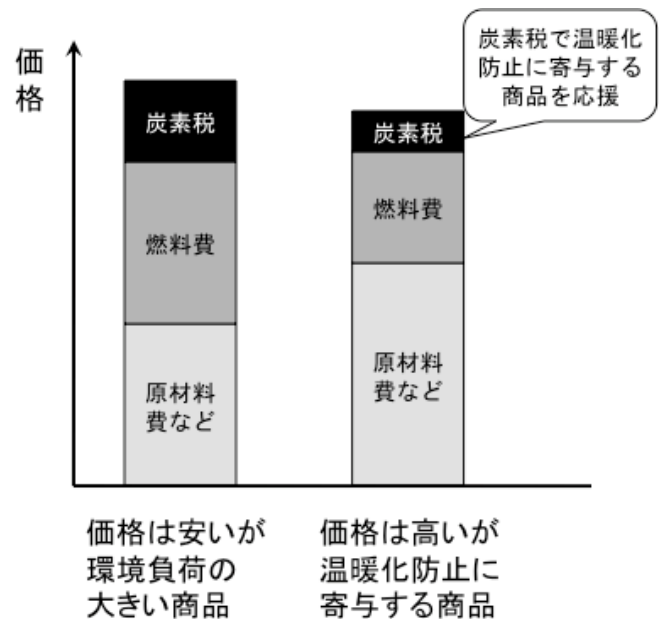
一部に、「排出量取引制度」で企業も家庭も負担増で大変だ、という意見がありますが、制度導入を契機に温暖化対策に取り組む視点がそっくり欠落しています。その結果、エネルギー費用を減らすことができ、得になります。大幅削減社会に向けて、企業も家庭も努力することが前提です。「国内排出量取引制度」は大規模排出企業の排出削減を手助けし、低炭素の経済社会を構築する制度です。

逆にいえば、適切な制度を導入せず対策を怠れば、洪水や干ばつによる食糧生産の減少や、原油価格の高騰などによって、より食糧や物品価格の高騰につながるリスクが大きくなるとも言えます。

### Q 1 9 : 「炭素税」とはどんな制度ですか？

「炭素税」は、石炭・石油・天然ガスなどの化石燃料に対しCO<sub>2</sub>排出量に応じた税を課し、排出の少ない製品やサービスに比べて排出の多い製品やサービスの値段を相対的に上げ(「価格インセンティブ」といいます)温暖化防止型の行動を取った方が経済的にも得になるようにし、削減を促す制度です。

炭素税の特徴は、課税によって全分野・全部門をカバーできることです。あらゆる所から排出される化石燃料起源のCO<sub>2</sub>の削減を進めるのに適した政策手法だといえます。



炭素税で重要なのは、課税によってCO<sub>2</sub>排出の多いものと少ないものの価格に差をつける「価格インセンティブ」によって排出抑制を促すことです。価格インセンティブ効果が重要であるため、税収用途は二次的と位置付けられます。比較的高い税率をかける一方で別の税を減税する方法では、CO<sub>2</sub>削減に努力した企業や家庭は、炭素税の増税分は削減努力により低くおさえ、他の減税分とあわせて差し引きすると、全体に税負担を小さくすることもできるでしょう。炭素税を導入した欧州諸国の多くは、炭素に課税するかわりに、その税収の全部または多くを減税や社会保障掛金軽減にまわすことで、「温暖化防止」と同時に雇用増加という「二重の配当」を得ています。ただ、比較的低い税をかけ、税収を温暖化対策に使うという考え方もあります。

炭素税は1990年代初頭に北欧諸国とオランダが、また2000年頃にドイツ、イギリス、イタリアが導入、最近スイスとフランス（石炭のみ）が導入しています。炭素税により、排出の少ない製品やサービスを供給する企業や、それを積極的に選ぶ企業、家庭が得をします。炭素税は、地球温暖化対策に努力した者が、経済的にも報われるようにする制度です。

## Q20：「炭素税」には、削減の効果があるのでしょうか？

炭素税は、付加的な機能を加えると3つの効果で削減に寄与します。

まず、CO<sub>2</sub>排出の多い製品やサービスの価格を上げ、逆にCO<sub>2</sub>排出の少ない製品やサービスの価格を相対的に下げることによって、製造する側がCO<sub>2</sub>排出の少ない製品やサービスの製造にシフトし、消費者もそれを選択することによって、CO<sub>2</sub>を削減する効果があります。工場を例に説明すれば、炭素税導入により燃料代が上がることで、短期的には運用改善で燃料節約につとめ、中期には省エネや燃料転換の設備投資を行い、排出削減を行うのと同時にコスト負担を減らします。車の場合も、短期的にはエコドライブや経路の見直しなどで燃料節約につとめ、中期には燃費のよい車への買い換えを行い、排出削減を行うのと同時にコスト負担を減らします。

また、炭素税導入をきっかけに、CO<sub>2</sub>に税金がかかるという意識が広がり、企業や家庭が本気で削減余地を探して取り組む、あるいは燃料消費を節約するという「アナウンスメント効果」があります。

さらに、税収の用途を環境予算に充てるならそれによる削減効果もあります。これらは付加的なものですが、「アナウンスメント効果」は意外に大きなものがあります。実際に導入した欧州諸国では、導入後に数%の削減効果があったと推計されています。また、日本への適用についても経済モデルなどを用いた多くの試算があり、税率に応じた削減効果が予想されています。

## Q21：「炭素税」が導入されることによって私たちの生活はどう変化しますか？

炭素税が導入されると、家庭で何も省エネに取り組まない場合、電気やガス、灯油、ガソリンが値上げされますから、その分の負担が増えます。たとえば、税率が炭素1トンあたり6000円（ガソリンや灯油1あたり4円）の場合、3人家族で年間6000円（クルマもいれると9000円）の税負担になります。

ただ、これは何も省エネを行わなかった場合です。炭素税が導入されたのを契機に様々な家庭での省エネを行い、家電や車の買い換えの時には省エネ製品を選ぶことで、炭素税もエネルギーコストも削減することができます。家庭の光熱費とガソリン代は「全国家計調査」(総務省統計局、2007年度)で年間約26万円、灯油とガソリンの支出の多い北海道で30万円ですから、その2~3%を節約すれば炭素税分の負担を減らすことができます。さらに欧州の炭素税導入国のように炭素税収を減税や社会保障掛金減額にまわせば、家庭の節約に加えて他の税の減税などの負担減があり、温暖化対策に努力する家庭は全体として大きな負担減になります。

家庭で購入する食料品や各種物品・サービスについても、Q18で見た場合と同様、機械産業も食料品製造業も生産額に占めるエネルギーコストの割合は2%程度ですから、炭素税導入でエネルギーコストが数%から1割増えても製品の値上げはわずかでしょうし、実際には企業は省エネをしてエネルギーコストが増えないよう努力するでしょう。炭素税の税収を減税や企業の社会保障掛金減額にまわせば、温暖化対策に努力する企業にとっても大きな負担減になります。

それでも負担が回避できない高齢者や低所得者など社会的に弱い立場にある人々に対しては、一層の配慮を行う制度を検討すべきですし、制度設計でそれらは十分可能です。

炭素税は、排出量取引と同様、導入を契機に各家庭・企業が温暖化対策に取り組み、エネルギーコストを社会全体で減らしていけば、家庭には余裕が生まれ、企業は競争力強化に投資できます。社会全体が省エネに取り組むことで昨今の石油高騰などの悪影響も小さくすることができます。一部に、炭素税を導入すると企業も家庭も負担が増えて大変だ、という意見がありますが、炭素税を契機に温暖化対策に取り組む視点を見落としています。大幅削減社会に向けて、企業も家庭も努力することが前提です。炭素税はそれを幅広く手助けする制度です。

Q22：産業界は排出量取引制度や炭素税などに強く反対しているようですが、どうしてですか？

産業界の考えとして、温暖化対策は、業界団体ごとに自主的な目標を宣言している「経団連環境自主行動計画」で十分であり、自主的な取り組みは排出量取引制度や炭素税よりも優れているという考えがあります。排出量取引制度や炭素税のように、経済的な負担を強制的に増やしてしまう仕組みは、かえって企業の活力を奪ってしまうと考えています。経済負担が重ければ、企業が新しい技術を開発する資金を奪ってしまうことも懸念しています。また、最悪の場合、重すぎる負担を避けるために、環境規制が日本より緩い途上国に工場や生産を移す結果となり、結局排出を増やしてしまうかもしれないことも懸念として挙げています。

もう1つの大きな理由としては、そもそも部門別の排出量の傾向を見ると、排出量が増えているのは産業部門ではないということを挙げています。業務部門や家庭部門などが排出量を大きく増やしているので、そうした部門の対策を先にやるべきであり、産業部門の取り組みは自主的なままで良い、ということです。実際には産業部門の排出量が圧倒的に大きい現実があるにもかかわらず、です。

こうした主張の中には、きちんと考慮に入れなければいけない論点もありますが、必ずしも妥当ではない意見もあります。

温暖化防止のためには今以上に大幅な排出量削減が今後確実に必要となってきます。そうした中では、産業界も事実を直視し、今以上の削減努力が求められることは必須であり、より積極的な姿勢が望まれます。野心的な目標や適正な規制などの措置は、低炭素社会を生き抜く企業の活力と国際競争力を備えることにもつながっていきます。これらの制度を構築する中で、新しいビジネスの展開が求められます。

### Q 2 3 : 再生可能エネルギーの「固定価格買取制度」とは何ですか？ [ 5 . 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入 ]

固定価格買取制度とは、再生可能エネルギー資源によって発電された全ての電力を、発電の種類ごとに、それぞれ採算が十分に取れる一定の価格で送電会社（日本では一般の電力会社）が全量買い取ることを義務付ける制度のことで、FIT (Feed-In-Tariff、フィード・イン・タリフ) 制度と呼ばれます。1990年代にドイツやスペインで相次いで導入された結果、再生可能エネルギーの普及拡大にもっとも効果的かつ費用効率的な政策措置として実証されており、その後欧州諸国の大半や米国の一部の州、アジア各国などで活用されています。

日本政府の対策は、技術開発や実証事業、補助金を中心で、普及側の施策はほとんど取り組まれていませんでした。これに対して、自然エネルギーのような小規模分散型の技術は、普及を促すことで技術進歩と価格低下を進めることが知られています。FIT は、この原理に従った普及側の施策としてもっとも成功した支援制度です。

これに対し、日本が 2002 年に導入したのは英国型の RPS (Renewable Portfolio Standard) 制度です。これは FIT 制度とは対照的に、価格の代わりに、電力会社による再生可能エネルギーの導入義務量を定める制度です。当初は、目標値を確実に達成できる上に、市場取引を通じて費用を最小化できるので費用効率的でもあると言われましたが、英国でも日本でも完全に失敗しました。

英国の失敗は、売電価格が決まらないために再生可能エネルギー事業者にとっての倒産リスクが大きく、普及が進まなかったことに加え、その倒産リスクや面倒な手続き費用が上乘せされたために、却って固定価格制度よりも高がついたことがあります。日本では、それに加えて、導入義務量の決定自体が電力会社と政府との厳しい政治交渉となり、2014 年にわずかに 1.63% と極めて低い水準の目標値に抑えられ、今や発電量が目標値を上回る状況です。

さらに FIT 制度では、まだ発電コストの高い太陽光発電でもそれに応じて設置者が十分に採算の取れる買い取り価格を設定することで、ドイツやスペインのように著しい普及を促すことができ、新しい産業育成にも効果的です。倒産リスクが低いと、それぞれの地域で誰でも再生可能エネルギー事業に自ら取り組んだり投資することができるため、社会的な合意形成でもメリットがあることが知られています。しかし、これとは対照的に日本の太陽光発電は市場も産業も停滞しつつあります。

また、費用は消費者全体が平等に負担するため現行の電気料金よりは若干高くなりますが、再生可能エネルギーの価格低下に応じて徐々に買い取り価格の水準を下げっていくため、長期的に見ると、いずれ費用負担は減少してゆきます。2030 年に電力の 45% を再生可能エネルギーに転換することを目指すドイツでは、2014 年が負担のピークと予測されており、それも一世帯あたり 1 ヶ月 2.8 ユーロ (約 350 円) に止まる見込みです。

近年では、FIT 制度と共に、自然エネルギー電力の優先的な電力網への接続や土地利用計画などの社会的な制度や事業計画を同時に実施することで、多くの国が太陽光や風力、バイオマス発電などによる再生可能エネルギー発電量を伸ばすことに成功しています。

Q 2 4 : 固定価格買取制度が導入されることによって、私たちの生活はどう変わりますか？

日本が現行の RPS ( Renewable Portfolio Standard ) 制度から、固定価格買取 ( FIT ) 制度に移行することに加えて、送電系統の利用ルールや風力発電の土地利用計画など適切かつ必要な社会的なルールを導入することができれば、再生可能エネルギーによる発電事業への投資が社会的に拡大し、導入量が飛躍的に伸びることに加え、再生可能エネルギー産業が隆盛し、それぞれの地域で再生可能エネルギー事業を核とする活性化が図られるなど、再生可能エネルギーが社会基盤を支える主要エネルギーになることが予測されます。つまり、FIT 制度導入とは私たちの生活のエネルギー変革を意味します。たとえば、住宅や建物の屋根にはソーラーパネルが並ぶことになるでしょう。

ただし、FIT 制度は電力分野だけの転換に有効であることに注意する必要があります。その他に温熱分野での再生可能エネルギー転換に有効な「ソーラー・オブリゲーション」( 建築物に一定比率の再生可能エネルギー熱利用を義務づける制度 ) や住宅の断熱気密性能の改善、輸送交通分野における再生可能エネルギー燃料への転換 ( 再生可能エネルギーベースの電力や持続可能なバイオ燃料への転換など ) など、社会全体のエネルギーを徹底的に効率化すると同時に、持続可能な再生可能エネルギーに転換するさまざまな実効ある政策を導入していくことで、私たちの社会も根底から変わっていくことでしょう。

化石燃料に依存し、原子力を推進するのではなく、地球に優しく持続的なエネルギー供給を私達自身が推進していくことで、ライフスタイルも自然に優しく今よりも豊かになり、人間社会と自然の調和を実現するものへと変化していくに違いありません。

Q 2 5 : 「適応の対策」とは具体的にどんなことですか？ [ 6 . 気候変動への適応計画の策定と実施 ]

持続可能な社会を実現するための地球温暖化対策には、CO<sub>2</sub> 削減のための取組である緩和 ( 削減 ) 策 ( mitigation ) と、温暖化する環境の中で生態系が気候変動に適応し社会経済活動が持続的に進行出来るようにするための取組である適応策 ( adaptation ) の 2 つがあります。これまで日本の関心と対応の多くが緩和策、特に CO<sub>2</sub> 排出をいかに削減するかの削減策に集中していましたが、今後はそれと合わせて適応策を戦略的に進めていくことが重要です。具体的な適応策として次のようなことが考えられますが、緩和策の延長上に適応策がある場合もあり、中長期的視点で両方を考えていくことが大切です。



(具体的な対策の例)

部門/システム	適応策
食糧及び繊維	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植え付け時期の変更、災害・獣害に対する許容性が高い農作物のまたは培養変種への転換</li> <li>・ 確実な食糧の供給を提供するプログラムの措置又は拡大</li> </ul>
沿岸地帯及び海洋漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 侵食、浸水、高潮による洪水に脆弱な沿岸地帯の開発を防止又は段階的に中止</li> <li>・ 沿岸を保護するためハードなソフト構造を利用・暴風雨の警報システム及び避難計画の実施・湿地、環礁、洪水氾濫原を保護、復旧し、漁業にとり不可欠な生息地を保全</li> </ul>
人間の健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共の健康関連インフラを再構築し、改善する</li> <li>・ 伝染病への準備を改善し、伝染病の予防や早期警告に関する能力を開発する</li> <li>・ 住宅、衛生、水質の向上、・ヒートアイランド現象を提言する為の都市の設計を統合する</li> <li>・ 健康へのリスクを低減するような行動を促進する啓発活動。</li> </ul>
金融サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間及び公共の保健呼び再保険によるリスク分散</li> <li>・ 建築基準や他の基準によるリスク低減、または保険や信用貸付のための必要条件として金融部門から影響を受けるリスク低減。</li> </ul>

(IPCC (2001b) より高橋ら作成/日立 p104 より抜粋)

Q 2 6 : なぜ私たちの地域でも取り組みをすることが必要なのでしょうか？ [ 7 .地域の取り組み促進]

日本列島は南北に長く沖縄と北海道では気候や風土、暮らしや社会基盤などが大きく異なります。そして温暖化の影響も一様ではありません。そのため、よりの確で効率的な温暖化対策を進めるには、全国で一律の対策をとるだけではなく、地域の特性を反映させ、地域が主体となって取組を進めることが大切です。地球温暖化の問題は私たちの暮らしや社会経済活動がその原因となっており、またその影響も私たちや私たちの子孫にも及ぶものです。全ての地域において当事者としての意識を持って取り組むことが大切です。

Q 2 7 : 温室効果ガス排出量について、企業は公表をしていないのですか？ [ 8 .温室効果ガス排出情報の公開]

現在、企業は温室効果ガス排出量を公表する義務を負っていません。地球温暖化対策推進法では、削減計画書を策定して公表することは企業の努力義務に過ぎないからです。企業が独自に環境報告書や社会貢献報告書を発行し、そこで企業単位や工場単位で排出量を公表していることがありますが、統一し

た基準に基づいたものではないので、温暖化対策を検討するのに活用することは難しいでしょう。

他方、地球温暖化対策推進法の2005年改正で、原則としてガスごと事業所ごとに、毎年の温室効果ガスの排出量を所轄省庁に算定し、報告し、これを環境大臣と経済産業大臣が請求を受けて開示するとの規定が加えられました。気候ネットワークが開示請求をして個別企業や事業所ごとの排出量情報を得た情報が、市民に開示されています。しかしながら、推進法のもとでは、事業者がその権利利益を害するおそれがあるとして拒んだ場合には、環境大臣のもとには個別事業所の排出量情報が報告されないこととなります。

また、情報公開法が2001年に施行され、行政機関が保有する情報の公開を請求することができることになりました。これについても気候ネットワークが企業が経済産業省に報告した省エネ法に基づく燃料や電気の消費量等についての定期報告情報の公開請求を行っています。これまでに約9割の事業所について開示され、上位200ほどの発電所や工場からの排出量が日本全体の5割を占めるなどの実態が明らかになりました。これらの情報は、国内排出量取引制度の制度設計などに生かされていますが、発電所の一部や製鉄所など最も大規模排出源が非開示処分となっているのは問題です。

#### Q 2 8 : どうして監視や市民参加が必要なのですか？ [ 9 . 取組みの監視・市民参加の仕組みの導入]

地球温暖化問題は、私たち自身が加害者であり被害者であるといわれるように、私たちの暮らしや価値観、社会経済活動と深く関係する問題です。そのため問題の解決に当たっては、価値観の転換、技術の革新、制度の変更などあらゆる観点からの取り組みと、市民・企業・行政など全てのセクターによる取り組みが重要です。また対策を講じてからその結果が表れるまでにはある程度の期間がかかります。こうしたことを考えますと、これまでのように行政や官僚・政治家だけに任せておくのではなく、法律や政策を作る段階から私たち市民が当事者として参加し、真に温暖化を防止し低炭素社会の構築に役立つものにしていく必要があります。また政策や法律ができてそれが有効に活用されなければ「絵に描いた餅」で終わってしまいます。政策が実際にどのように実施されたか、その効果はどうであったかを常に監視し、問題があれば必要に応じて政策や法律を見直していくことも大切です。選挙や人事異動に左右されがちな政治家や官僚と異なり、一貫した当事者であり続けるのは私たち市民です。問題解決のための政策づくりに、私たち自身が当事者として参加し、その行方を見守り続けること、それが実効性ある対策には不可欠です。

#### Q 2 9 : 世界での大幅削減に向けて、どのような国際合意形成が必要なのでしょうか？ [ 1 0 . 国際的な取り組みへの日本の積極貢献]

温室効果ガスの排出削減を約束する唯一の国際法である京都議定書の第一約束期間は、2008年～2012年と定められており、現在、第一約束期間終了後の次期枠組みに関する話し合いが続いています。第一約束期間終了と同時に次期枠組みを開始するためには、2009年12月の国連気候変動枠組条約・コペン

ハーゲン会議において合意される必要があります。

2007年に採択されたバリ行動計画では、最新の IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告に基づき、気候変動による取り返しのつかない被害を最小限に抑えるためには、世界全体の温室効果ガスの排出は 2015 年までにピークを迎え、2050 年までに半減、先進国は 2020 年までに 1990 年レベルから少なくとも 25～40%削減させなければならないと明記されています。

これを実現するためには、次期枠組みにおいて世界一の排出国であるアメリカの参加が必須であり、さらに全ての先進国が法的拘束力を伴う大幅削減の義務を負う、より強固で厳格な枠組みの合意形成が必要です。一方、発展し続ける一部の新興国や途上国でも、排出量は急激に増加しており、「共通だが差異ある責任」の原則のもと、自国の排出抑制に努力し、持続可能な発展と低炭素社会へ転換していくことが求められています。このような国際社会の要求に応えるべく、今日本がすべきことは、大幅な削減目標を掲げることと、交渉を妨げる態度を改め、前向きな姿勢で世界に貢献することです。

Q30：日本には途上国に対してどのような支援が求められているのですか？

温室効果ガスの排出が少ないにも関わらず、気候変動による最も深刻な被害を受けるとされるのは脆弱な途上国であり、早急な適応対策が必要です。また、工業化に伴い急激な温室効果ガスの排出増加がみられる新興国においては、早急に緩和対策の導入が必要です。これらの途上国における気候変動対策のため、2030年には、適応対策に年間 5 兆円以上、緩和対策に年間 20～21 兆円が必要と試算されていますが、現在国際社会が提供できる途上国への支援額は非常に限られています。

歴史的な排出責任を果たすためにも、日本は、途上国の気候変動対策に対し、技術および資金を積極的に支援していく必要があります。その際、途上国における気候変動対策による自国の削減義務の相殺を目的にしないことが大前提となります。また、国連のもとで議論される資金メカニズムの交渉を尊重し、公平性・公正性のある途上国支援の制度設計への貢献が求められています。さらに、二国間の気候変動対策援助においても、被援助国の政府および住民の主体性、および環境・社会への影響に十分に配慮し、持続可能な社会の構築へ貢献できる支援が求められます。

【執筆担当】

気候ネットワーク、FoE ジャパン、WWF ジャパン、環境文明 21、地球環境と大気汚染を考える全国市民会議 (CASA)

